

桑折町障がい者活躍推進計画

令和2年4月

桑折町長

桑折町議会議長

桑折町選挙管理委員会

桑折町代表監査委員

桑折町教育委員会

桑折町農業委員会

1. 計画策定の趣旨及び課題

桑折町では、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)等に基づき、障がい者が働きやすい職場環境の整備や職員の障がい者に対する意識改革及び障がい者の雇用等に取り組んできました。

しかし、現状において令和元年6月時点で、法定雇用率が未達成の状況にあり、法定雇用率の達成に向け、積極的な採用活動を行っているところです。

法定雇用率の達成を目指し、障がいのある職員が障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮するため、更なる体制整備を進めるとともに、職員の意識改革を含めた取り組みの推進が必要です。

障害者活躍推進計画作成指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、すべての障がい者が、障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組むため、「桑折町障がい者活躍推進計画」を策定しました。

2. 計画期間

この計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

3. 目標

(1) 採用に関する目標

① 目標

各年6月1日時点の法定雇用率以上の雇用率を目標とします。

② 評価方法

毎年の障害者任免状況通報により把握・進捗管理します。

③ 参考

令和元年6月1日時点の法定雇用率 2.5% 実雇用率 1.20%

(2) 定着に関する目標

① 目標

障がいのある職員の定着状況データを把握し、不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とします。

② 評価方法

毎年の障害者任免状況通報のタイミングにおいて、人事記録をもとに、前年度採用した障がいがある職員の定着状況を把握・管理します。

4. 計画の推進、周知・公表等

計画期間内においても、毎年度取り組み状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

策定または見直しを行った計画は、職員に対して周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、計画に掲げる取り組み状況等についても毎年度、周知・公表します。

5. 障がい者の活躍推進に向けた取り組み

(1) 推進体制の整備

① 障害者雇用推進者の選任

町部局及び教育委員会部局において、「障害者雇用推進者」を選任し、全庁的に取組を推進します。

なお、障害者雇用推進者は、町部局においては「総務課長」、教育委員会部局においては「こども教育課長」を選任します。

② 庁内相談窓口の設置

障がいのある職員本人や職場で支援にあたる管理監督者等の職員が相談できる窓口を総務課に設置します。必要に応じて、関係機関等と連携できる体制を構築します。

③ 職員研修の実施

障がいに係る基礎知識や必要な配慮等に関する職員理解の促進を図るため、管理監督者等の職員を対象に研修を実施します。

(2) 職務の選定・マッチング等

① 業務内容とのマッチング

採用後においても、所属の管理監督者による面談等を通じて、障がいのある職員一人ひとりの障がい特性や能力等を把握し、業務と適切にマッチングしているかを確認し、必要に応じて適切なマッチングを検討します。

② 障がい者となった職員への配慮

事故等により従来の業務遂行が困難となり、障がい者となった職員から相談があった場合には、過大な負担がかかることなく遂行できる職務の選定・創出について検討します。

(3) 環境整備・人事管理

① 施設の整備等

障がい特性に配慮し、車いすや補装具等を利用する職員、視覚障がいのある職員が執務室での移動に支障のないよう執務スペースや動線の確保に努めます。

② 障がい者の職員への必要な配慮等

新規に採用した障がい者の職員については、定期的な面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。

③ 募集・採用

i 採用選考時の対応

障がい者の要望等を踏まえながら、拡大印刷や筆談等による対応を行うなど、採用選考の実施にあたり必要な配慮を行います。

ii 募集・採用にあたっての対応

募集・採用にあたっては、次の取り扱いを行いません。

- ・ 特定の障がいを排除、または特定の障がいに限定すること。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。
- ・ 介助者なしで業務遂行といった条件を設定すること。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入を実施すること。

(4) 働き方

① 年次休暇等の取得促進

時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の取得を促進します。

(5) その他

① 障がい者就労施設等への発注

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に基づく、障がい者就労施設等への発注を通じ、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。